

自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正（案）に関する意見募集について

平成18年2月6日（月）

水・大気環境局自動車環境対策課

課長：岡部 直己（6520）

課長補佐：中村 彰宏（6522）

担当：前川 清三郎（6528）

環境省では、自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正について検討しております。本改正案について、広く国民の皆様からご意見をお聞きするため、平成18年2月6日（月）から平成18年3月3日（金）まで、ご意見を募集（パブリックコメント）いたします。

【ご意見の募集について】

平成18年2月6日（月）から平成18年3月3日（金）までの間、広く国民の皆様のご意見を募集いたしますので、ご意見のある方は、「意見募集要項」に沿って、ご提出ください。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の検討に際し参考にさせていただきます。なお、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【公表資料の入手方法】

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）のパブリックコメント欄（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）において閲覧可能です。

また、郵送により入手を希望する場合は、返信用封筒（定形の封筒に宛先を明記し、80円切手を添付してください。）を同封の上、下記の意見提出先まで「省令改正パブリックコメント用資料希望」と明記し、送付してください。

【意見提出先】

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8302

FAX：03-3593-1049

電子メール：kanri-jidosha@env.go.jp

意見募集要項

1. 意見募集対象

「自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正(案)」(別添)

2. 意見募集期間

平成18年2月6日(月)から平成18年3月3日(金)17:00まで
郵送の場合は同日必着

3. 意見記載方法

下記の項目について記入し提出してください。

* 各項目は必ずこの順番で記載してください。

【件名】自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正(案)について

【宛先】環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 あて

【氏名】(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【職業】(個人の方のみ記入してください。)

【住所】

【電話番号】

【意見】

< 対象箇所 >

< 意見概要 >

< 意見・理由等 >

氏名、職業、住所、電話番号を必ず明記してください。(意見を十分把握させていただくために、直接連絡を取らせていただくことがあります。)

ご意見は日本語でご提出ください。

ご意見の対象箇所が分かるように記載してください。

意見概要を100字以内で、簡潔かつ趣旨がわかるように記載してください。

ご意見については、1枚(1通)につき1つの意見をご記入ください。

4．意見提出方法

次のいずれかの方法で送付してください。なお、下記以外の方法（電話等）によるご意見は受け付けかねますのであらかじめご了承ください。

（１）電子メール

宛先：kanri-jidosha@env.go.jp

添付ファイルや HTML 形式による提出は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

件名を「自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正（案）について」としてください。

（２）郵送

宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

封筒に赤字で「自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正（案）について」と記載してください。

A4 サイズの用紙に記入し提出してください。

（３）FAX

宛先：03-3593-1049

A4 サイズの用紙に記入し提出してください。

5．その他

（１）本募集要項に沿って記述されていない場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

（２）提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを、あらかじめご承知おきください。

自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の一部改正(案)

1. 改正の趣旨

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)第17条に規定する計画(自動車使用管理計画)は、自動車運送事業者等以外の事業者については次の2. に従い都道府県知事に提出することとされており、自動車運送事業者等については次の2. に従い国土交通大臣に提出することとされている。

2. 及び では、計画の目標年次は、3年から5年程度とされており、現在、多くの事業者から平成17年度を目標年次とする計画が提出されているところであるが、現在の計画の満了後については、計画の提出の規定が設けられていない。

このため、現在の計画の満了後も計画を提出するものとするよう、2. 及び の改正を行うものである。

2. 改正の対象

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令(平成14年内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第1号)

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令(平成14年国土交通省令・環境省令第2号)

3. 改正の概要

- (1) 現在の計画の満了後も、3年から5年程度の将来を目標年次とする計画を提出するものとする。
- (2) 現在の計画が平成18年5月31日以前に満了する事業者については、次の計画の提出期限を平成18年8月31日とする経過措置を設ける。

4. 今後の予定

3月中	公布
4月1日	施行